

第 13 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年12月10日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1 番	小川 太一	出	2 番	森田 久生	出	3 番	伊藤 和雄	出
4 番	田中 敏夫	出	5 番	渡邊 勉	出	6 番	加藤 寛	出
7 番	横井 啓行	出	8 番	藤田 則幸	出	9 番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前9時35分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第13回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしく願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。1年が過ぎようとしています。問題も無く1年が経ち、ご協力ありがとうございます。あと2年間務めていただくこととなります。よろしくお願ひします。それでは、第13回いなべ市農業委員会を始めさせていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第13回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、4番議席 田中敏夫委員と、12番議席 石原昭彦委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>(日程第2) 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第28号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>

	<p>事務局</p> <p>日程第2 報告第28号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和2年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回1法人は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
	<p>議長</p> <p>報告事項について、質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第3)	<p>議長</p> <p>続きまして、日程第3 議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>日程第3 議案第67号</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求めます。令和2年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆、面積491㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <46番案件>の申請地は、藤原町大貝戸地内の畑です。 譲受人である藤原町大貝戸の■■■■が愛知県あま市の■■■■ ■■■■が所有する議案書に記載の1筆、491㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>この件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよ</p>

		<p>ろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。何か質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第4)	議長	<p>続きまして、日程第4 議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第4 議案第68号</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和2年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、2件、7筆で面積940.08㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><6番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑、田です。伊勢治田駅が300m以内にあるため、農地区分は第3種農地です。</p> <p>申請人である北勢町東村の■■■■が、議案書に記載の3筆、225.08㎡を既にコンクリート法面に転用しているため、申請を行うものです。始末書が提出されております。現場写真のとおり、コンクリートにて施工されており、農地への復元は困難と判断されます。</p> <p><7番案件>の申請地は、6番案件の隣接で、同じく農地区分は第3種農地です。</p> <p>申請人である北勢町東村の■■■■が、議案書に記載の4筆、715㎡を既に一部宅地と進入路に転用しているため、申請を行う</p>

		<p>ものです。始末書が提出されております。現場写真のとおり、家屋及び進入路としてアスファルト舗装されており、農地への復元は困難と判断されます。</p> <p>以上、この件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、12月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
	現地調査委員	<p>議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第5) (日程第6)	議長	<p>続きまして、日程第5 議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第6 議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第5 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転) 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)</p>

があったので意見を求める。令和2年12月10日提出 いなべ市
農業委員会会長 伊藤和雄

今回の申請は、5件、6筆で3,093㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<60番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区
区分は第2種農地です。

譲受人である愛知県瀬戸市の■■■■が、北勢町新町の■■■■
■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,007㎡を太陽光発電へ転
用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水
及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<61番案件>の申請地は、大安町高柳地内の畑です。農地区
区分は第2種農地です。

譲受人である大安町石樽東の■■■■が、員弁町松之木の■■■■
■■■■が所有する議案書に記載の1筆、444㎡を一般個人住宅
施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水は上
水道で、汚水及び雑排水は下水道を利用します。雨水排水は隣接
排水路へ放流します。

<62番案件>の申請地は、北勢町二之瀬地内の畑です。農地
区分は第2種農地です。

譲受人である愛知県犬山市の■■■■が、北勢町二之瀬の■■■■
■■■■が所有する議案書に記載の2筆、638㎡を太陽光発電
施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はな
し、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<63番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地
区分は、北勢病院及び六石歯科が500m以内にあるため、第3種
農地です。

譲受人である大安町平塚の■■■■が、北勢町其原の■■■■
■■■■が所有する議案書に記載の1筆、955㎡を共同住宅へ転用した
い旨の計画です。土地造成は整地を行い、取水は上水道、汚水及
び雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流
します。なお、この案件につきましては、現地調査にて写真のとおり、
現場の耕土が掘り起こし及び搬出されておりましたので、申請
者に状況を確認し、顛末書を提出させております。内容を抜粋し
て申し上げますと、この度の契約において、地中埋設物が発見さ
れた場合、売り主の責任において撤去するという内容であり、売主

が不安を感じたため申請前に耕土を撤去してしまったとのこと
です。造成のための土の搬入をしていないこと、当事者も反省して
いる旨を鑑み、この度は事務局からの口頭注意で対処しましたこ
とを報告いたします。

<64番案件>は、貸借権設定案件19番と一括申請のため合わ
せてご説明いたします。申請地は、大安町片樋地内の畑です。農
地区分は第1種農地です。1種農地ですが、集落接続による転用
理由にて許可該当となります。

64番案件は、譲受人である大安町片樋の[]が、大安町
片樋の[]が所有する議案書に記載の1筆、49㎡を所有権
移転し、また貸借権設定案件19番は四日市市の[]が、父
である[]が所有する議案書に記載の1筆を使用貸借にて
借り受け、一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。事業計
画は隣接宅地と合わせて面積173.73㎡を敷地面積とし、土地造
成は整地を行い、外周はコンクリートブロックを施工、取水は上水
道を利用します。生活排水は既設下水道管に接続し、雨水は既設
道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第6 議案第70号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定につい
て(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設
定)があったので意見を求める。令和2年12月10日提出 いなべ
市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、3件、4筆で面積749㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<19番案件>につきましては、先ほど議案第69号5条所有権
にて説明いたしました。

<20番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地
区分は第2種農地です。

借り人である桑名市の[]が、大安町石樽南の[]
が所有する議案書に記載の1筆、202㎡を一般個人住宅施設へ使
用貸借にて転用したい旨の計画です。隣接宅地と合わせて面積
242.36㎡を敷地面積とし、土地造成は整地を行い、取水は上水
道を利用し、汚水及び雑排水は下水道へ放流、雨水排水は既設道

	<p>路側溝へ放流します。</p> <p><21番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の畑です。員弁東小学校と大泉駅が500m以内にあるため、農地区分は第3種農地です。</p> <p>借り人である大安町門前の■■■■が、員弁町大泉の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、477㎡を一般個人住宅施設へ使用貸借にて転用したい旨の計画です。なお、現在、雑種地となっておりますので始末書が提出されております。土地造成は盛土切土を行い、土留め工事を施工して土砂及び雨水の入出を防止します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は下水道へ放流します。雨水排水は既設水路へ放流します。</p> <p>以上5条所有権移転5件と、5条貸借権等設定3件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、12月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」5件、及び議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>議長 ありがとうございます。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p>
--	--

	<p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>議長 続いて、議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第7)	<p>議長 続きます、日程第7 議案第71号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第7 議案第71号 非農地証明願いについて</p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和2年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は4件、5筆、1,992㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><36番案件>の申請地は、大安町高柳地内の台帳地目、田です。</p> <p>願い出者は、四日市市の■■■■で、昭和10年から倉庫兼車庫に転用し、現在に至っております。</p> <p><37番案件>の申請地は、北勢町下平地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町下平の■■■■で、昭和50年から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p><38番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町石樽南の■■■■で、昭和56年頃から大工小屋に転用し、現在に至っております。</p> <p><39番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町石樽南の■■■■で、平成6年から宅地に</p>

		<p>転用し、現在に至っております。</p> <p>以上4件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>議長 非農地証明につきまして、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第71号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。</p>
5 その他	議長	<p>その他でございますが、委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
	議長	<p>よろしいでしょうか。次回は、1月5日午前9時から現地調査です。12番石原委員と13番二宮委員は出席をお願いします。1月8日に委員会となりますので、よろしく申し上げます。</p>
6 閉会の宣言 【午前9時35分閉会】	議長	<p>これもちまして、第13回農業委員会を終了します。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____

